

示請求に係る業務がその事務所又は営業所における業務に該当する場合、(イ)プロバイダ等が日本国内において継続的な事業を行っている場合には、我が国の裁判所に国際裁判管轄が認められる。^{xx}

^{xx} なお、民訴法第3条の3第4号及び第5号については、発信者情報開示請求に関する事例のみならず、送信防止措置に関する事例においても、その要件を満たすのであれば、適用されるものと解される。